

外ヶ浜町

公共施設等総合管理計画

令和4年3月

平成29年3月策定

令和4年3月改訂





外ヶ浜町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間----- 4

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状予測～外ヶ浜町人口ビジョンより-----6
- 2. 本町の財政状況-----7
- 3. 公共建築物の状況----- 9
- 4. インフラ資産の状況----- 11

III 公共施設等マネジメント基本方針

- 1. 施設の将来利用における基本的な方向-----13
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方----- 14

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 公共建築物の管理に関する基本方針----- 20
- 2. インフラ資産の管理に関する基本方針----- 34
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果----- 37

V 公共施設マネジメントの実行体制

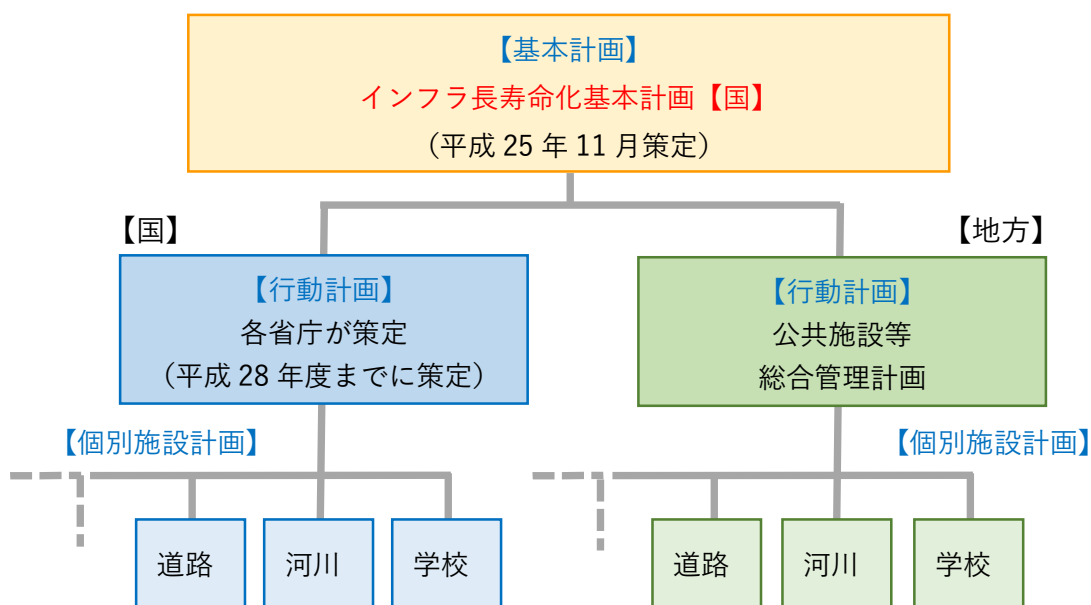
- 1. 推進体制-----40
- 2. フォローアップとPDCAサイクルの確立----- 41
- 3. 情報等の共有と公会計の活用-----41

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



（参考：総務省「インフラ長寿命化計画の体系」）

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

（２）公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和３年１月２６日の総務省通知を踏まえて改訂したものととなります。

なお、通知内の記載すべき必須事項のうち、過去に行った対策や維持管理経費の実績については、今後個別施設計画に基づき、実施された対策について、管理及び次回以降への本計画への反映を行います。（※１）

また、施設保有量の推移及び有形固定資産減価償却率の推移については、これまでの計画推進にあたり管理外となっていたため、本改訂においては令和２年度時点のものとなります。よって、この項目については、次回以降の見直し及び改訂において記載となります。（※２）

■参考：「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」

（令和３年１月２６日付 総財務第６号、総務省自治財政局財務調査課長通知より抜粋）

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

１ 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績（※１）
- ・施設保有量の推移（※２）
- ・有形固定資産減価償却率の推移（※２）

② 維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・現在要している維持管理経費（※１）
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

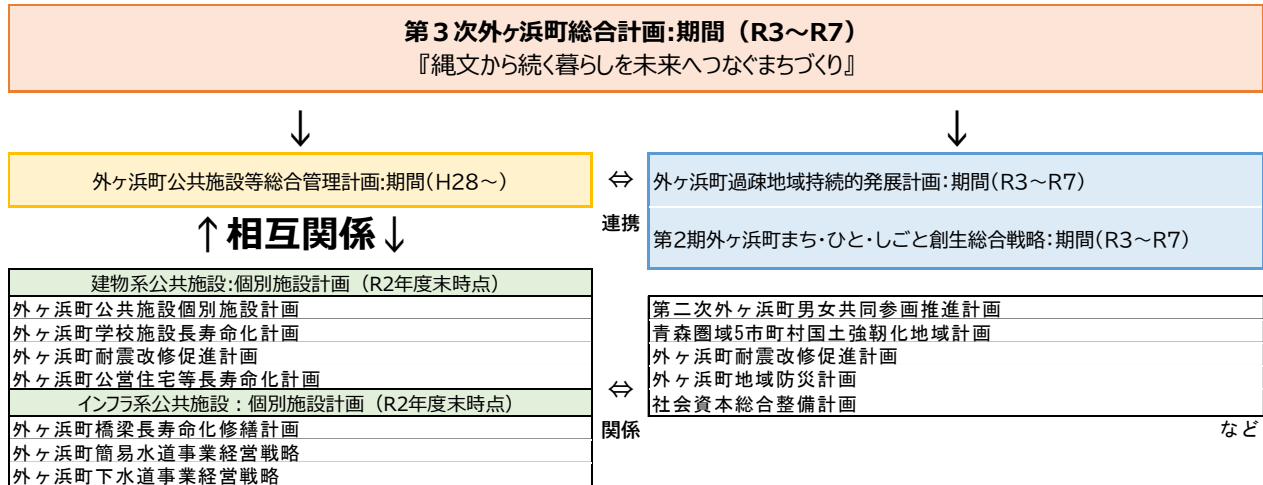
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町にはまちづくりの最上位に位置付けられる「第3次外ヶ浜町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



2 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

外ヶ浜町が保有する公共施設等のうち、公共建築物とインフラ資産を対象とします。公共施設（建築物）については、学校教育系施設、子育て支援施設、町民文化施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、行政系施設など 12 類型に分類しました。

また、インフラ資産については、道路、橋梁、簡易水道、下水道の 4 種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

施設分類		主な施設
公共建築物	1 市民文化系施設	蟹田公民館など
	2 社会教育系施設	大山ふるさと資料館など
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	龍飛崎シーサイドパーク管理棟など
	4 産業系施設	蟹田駅前広場物産施設ウェル蟹など
	5 学校教育系施設	蟹田中学校など
	6 保健・福祉施設	平館地区介護予防センターなど
	7 行政系施設	役場本庁など
	8 公営住宅	定住促進住宅など
	9 公園	観欄山公園休憩所など
	10 供給処理施設	供給処理施設
	11 その他	その他
	12 病院施設	病院施設
インフラ資産	1 道路	
	2 橋梁	
	3 簡易水道	
	4 下水道	

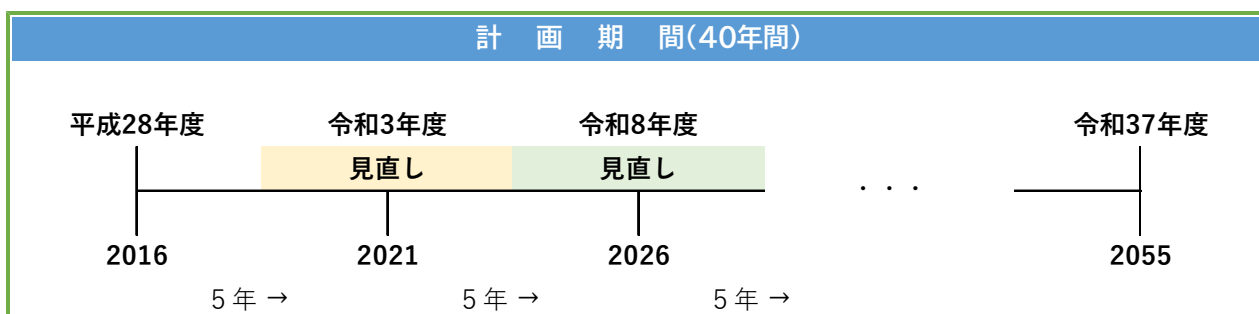
(2) 計画期間

計画期間は、平成 28（2016）年度から令和 37（2055）年度までの 40 年間とします。計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。本改訂においては、5 年ごとの見直しにあたるものです。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「40 年間」

平成 28 年度（2016 年度）～令和 37 年度（2055 年度）



Ⅱ

公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～外ヶ浜町人口ビジョンより

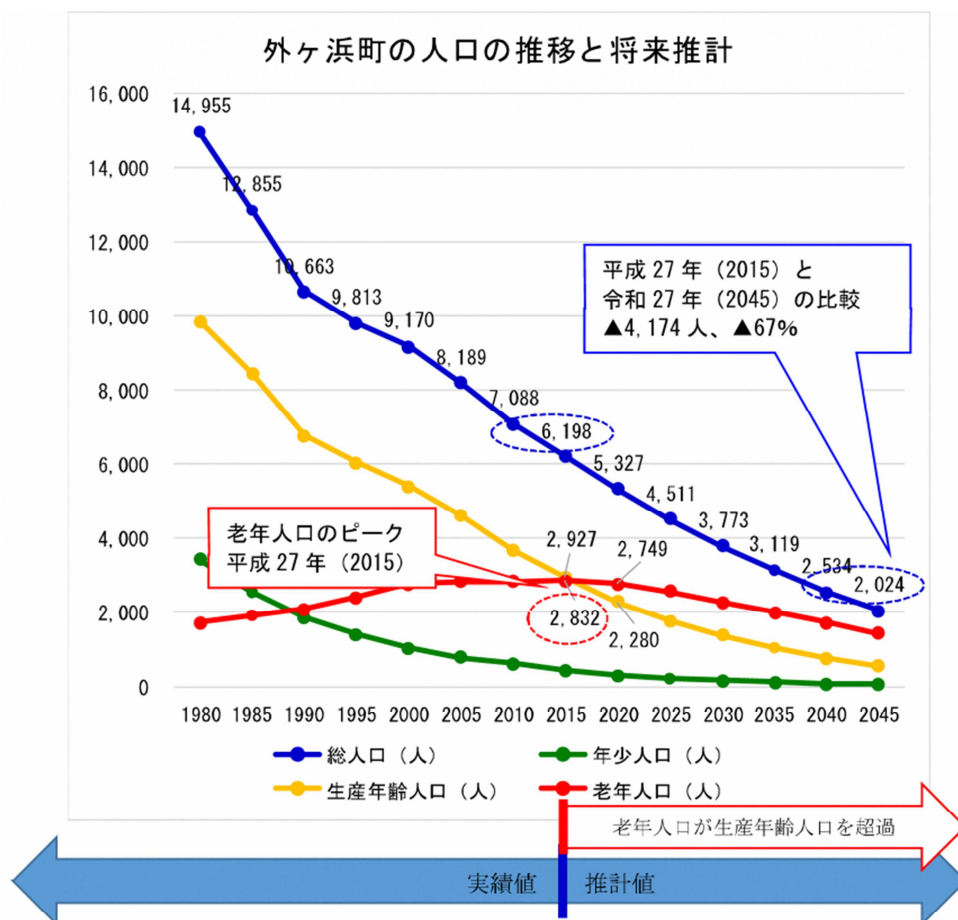
当町の人口は、平成 27（2015）年 10 月に行われた国勢調査では 6,198 人でした。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、当町の人口は、年々減少し、令和 27（2045）年に 2,024 人まで減少するとされており、平成 27（2015）年からの人口減少率は 67%となっています。

これは、今後 30 年間で人口が 3 分の 1 以下になると予測されています。当町の年齢 3 区分別の人口を見てみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少しています。老年人口（65 歳以上）は、平成 22 年（2010）及から平成 27 年（2015）にかけて増加を続ける見込みですが、平成 27 年（2015）ごろから減少に転じはじめます。特に、老年人口（65 歳以上）が生産年齢人口（15～64 歳）を、平成 27 年（2015）ごろから令和 2 年（2020）にかけて追い越す傾向がみられます。

■将来人口の目標値

（第 3 次外ヶ浜町総合計画：人口ビジョンを抜粋）

（単位：人）



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2015 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。総人口については、年齢不詳は除いている。

2. 本町の財政状況

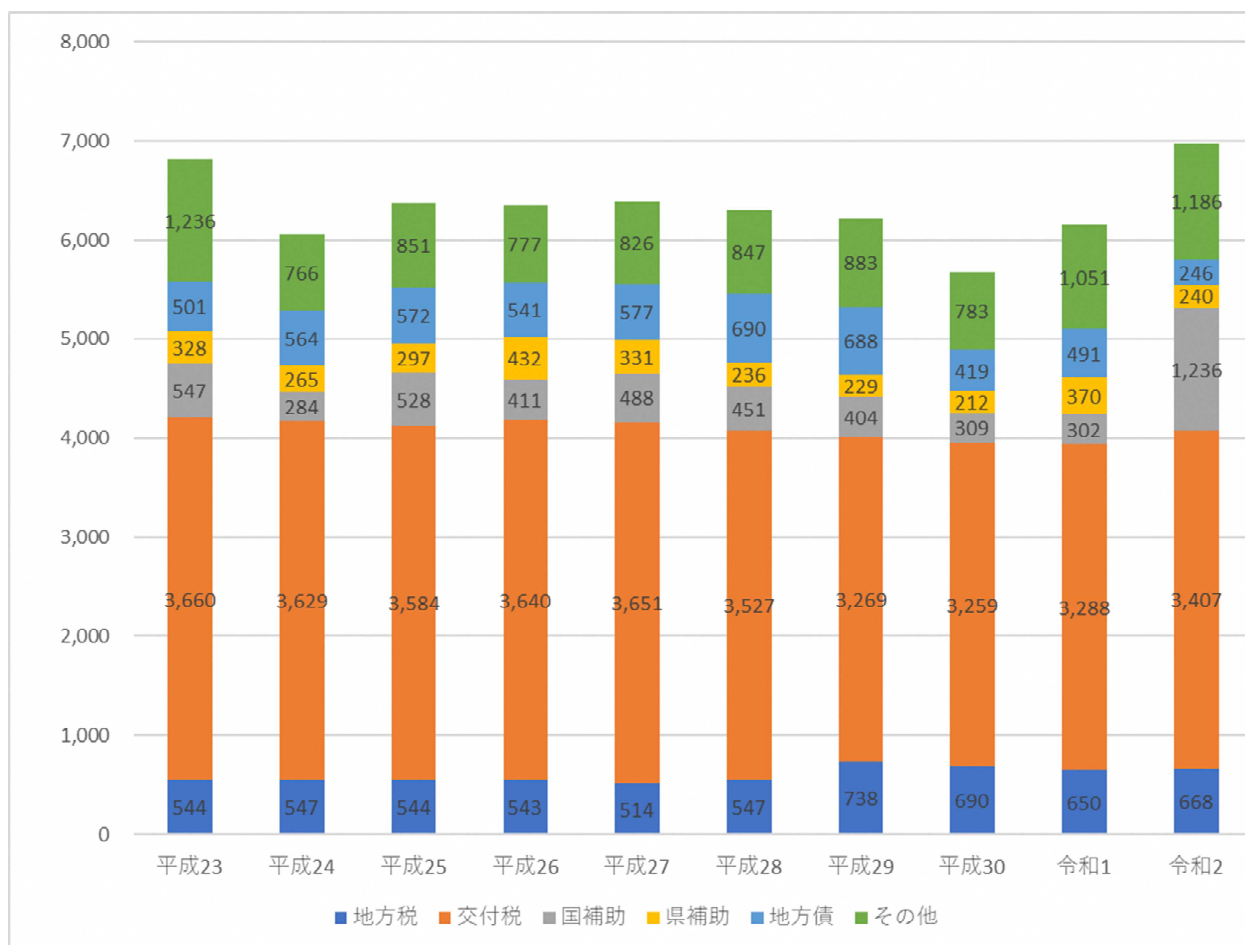
(1) 歳入の状況

一般会計を基に本町の歳入状況の過去10年をみると、全体の歳入状況としては、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス対策費による国庫支出金の増加に伴い、歳入が増加となっています。

地方交付税が過去10年で減少傾向になっている一方で、地方税は増加傾向となっています。

■平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの歳入の推移 (単位：百万円)

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
地方税	544	547	544	543	514	547	738	690	650	668
交付税	3,660	3,629	3,584	3,640	3,651	3,527	3,269	3,259	3,288	3,407
国補助	547	284	528	411	488	451	404	309	302	1,236
県補助	328	265	297	432	331	236	229	212	370	240
地方債	501	564	572	541	577	690	688	419	491	246
その他	1,236	766	851	777	826	847	883	783	1,051	1,186
計	6,816	6,055	6,376	6,344	6,387	6,298	6,211	5,672	6,152	6,983



※決算統計より加工作成

(2) 歳出の状況

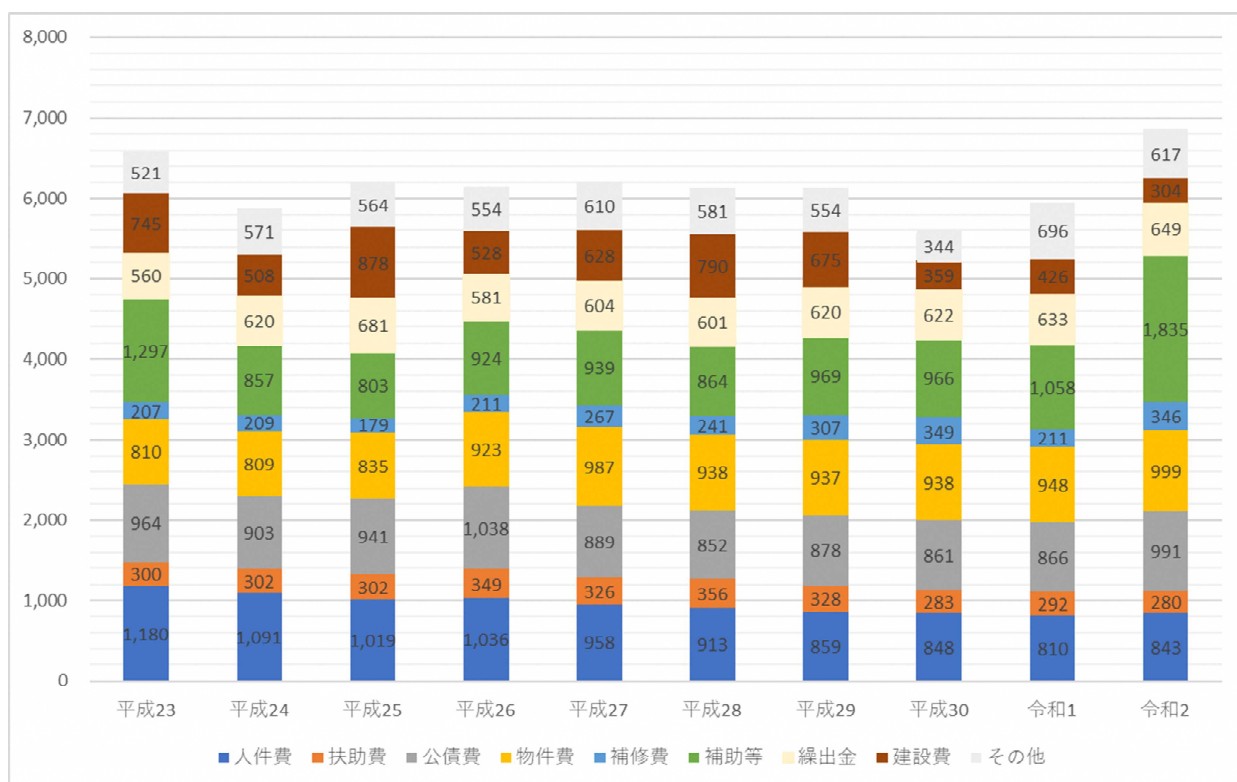
一般会計を基に本町の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス対策費により補助費等が一時的に大幅に増加しています。

公債費は過去 10 年間で平成 26（2014）年度をピークに減少傾向となっています。しかし今後は、施設の老朽化対策等により地方債の発行は増加する見込みです。

■平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの歳出の推移

（単位：百万円）

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和 1	令和 2
人件費	1,180	1,091	1,019	1,036	958	913	859	848	810	843
扶助費	300	302	302	349	326	356	328	283	292	280
公債費	964	903	941	1,038	889	852	878	861	866	991
物件費	810	809	835	923	987	938	937	938	948	999
維補費	207	209	179	211	267	241	307	349	211	346
補助等	1,297	857	803	924	939	864	969	966	1,058	1,835
繰出金	560	620	681	581	604	601	620	622	633	649
建設費	745	508	878	528	628	790	675	359	426	304
その他	521	571	564	554	610	581	554	344	696	617
計	6,584	5,870	6,202	6,144	6,208	6,136	6,127	5,570	5,940	6,864



※決算統計より加工作成

3. 公共建築物の状況

(1) 外ヶ浜町の公共建築物の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

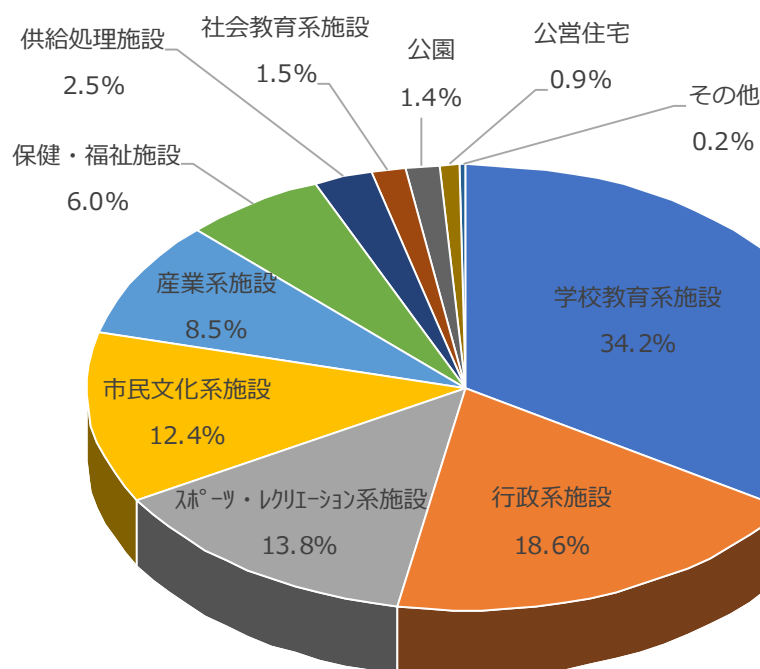
令和元年度末（令和2年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延床面積合計は約7.7万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が34.2%、行政系施設が18.6%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、13.0㎡となっております。

施設分類	棟数	延床面積 (㎡)	割合	人口一人当 たり面積 (㎡)
1 市民文化系施設	23	9,578	12.4%	1.6
2 社会教育系施設	2	1,147	1.5%	0.2
3 スポーツ・レクリエーション系施設	48	10,615	13.8%	1.8
4 産業系施設	29	6,597	8.5%	1.1
5 学校教育系施設	63	26,397	34.2%	4.5
6 保健・福祉施設	7	4,607	6.0%	0.8
7 行政系施設	56	14,392	18.6%	2.4
8 公営住宅	6	689	0.9%	0.1
9 公園	16	1,089	1.4%	0.2
10 供給処理施設	7	1,926	2.5%	0.3
11 その他	8	162	0.2%	0.0
合計	265	77,198	100.0%	13.0

※外ヶ浜町公共施設個別施設計画より作成

※人口は令和2年1月1日住民基本台帳 5,901人



(2) 建物系公共施設の状況

①建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築30年未満の公共施設は全体の56%となっており、築年数30年以上の公共施設は44%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち21.9%を占めています。

(単位：㎡)

施設分類	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
1 市民文化系施設	0	984	2,208	0	6,386	9,578
2 社会教育系施設	0	0	532	0	615	1,147
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1,154	321	1,534	4,979	2,627	10,615
4 産業系施設	985	1,321	1,293	2,998	0	6,597
5 学校教育系施設	1,110	1,294	14,400	4,567	5,026	26,397
6 保健・福祉施設	569	3,279	0	278	481	4,607
7 行政系施設	841	788	7,751	3,250	1,762	14,392
8 公営住宅	689	0	0	0	0	689
9 公園	0	36	157	896	0	1,089
10 供給処理施設	1,926	0	0	0	0	1,926
11 その他	0	10	91	61	0	162
計	7,274	8,033	27,966	17,029	16,897	77,198
割合	9.4%	10.4%	36.2%	22.1%	21.9%	100.0%

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約139.8億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は61.1%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は除却による公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■類型別の有形固定資産減価償却率

施設分類	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率
1 市民文化系施設	1,410	1,138	80.7%
2 社会教育系施設	0	0	0.0%
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1,391	1,010	72.6%
4 産業系施設	1,760	1,219	69.3%
5 学校教育系施設	4,584	2,906	63.4%
6 保健・福祉施設	1,158	554	47.8%
7 行政系施設	1,902	1,211	63.7%
8 公営住宅	155	40	26.1%
9 公園	120	120	100.0%
10 供給処理施設	1,498	337	22.5%
11 その他	4	3	80.0%
計	13,982	8,538	61.1%

4. インフラ資産の状況

(1) 道路

令和2年度末時点では町道延長118,733mで改良率74.9%、舗装率が71.8%となっています。

町道のほかに農道が8,599m、林道が5,353mを整備しています。

本町の町道の舗装率は高いものの、簡易的な舗装道が多く、改良と合わせた恒久的な舗装整備が必要となっています。豪雨や台風などの被害が増加しているため、急傾斜地崩壊危険箇所などの危険地域の整備が必要です。

(2) 橋梁

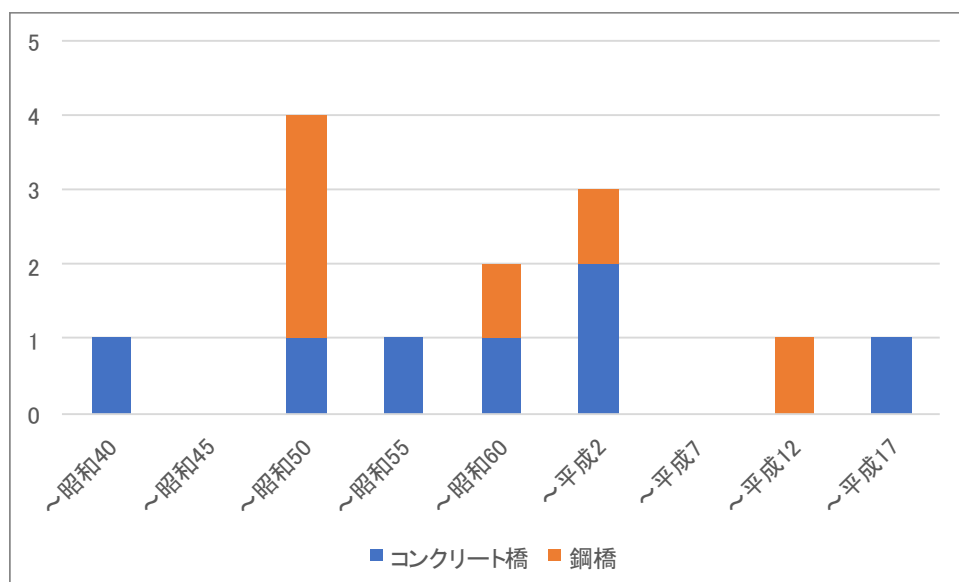
本町が管理する橋梁は令和2年度末時点で52橋を管理しています。

そのうち、橋長15m以上の橋梁(全13橋)の内訳は、鋼橋5橋、コンクリート橋8橋です。

建設後経過年数の割合としては、30年～39年及び40～49年経過した橋梁の割合が最も多く、全体の62%(8橋/13橋)を占めています。また、全13橋が建設後20年以上経過している状況です。

このため、平成25年度に「外ヶ浜町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、今後の長寿命化等を踏まえた維持管理を推進しています。

年度別架設橋梁数



(3) 簡易水道

外ヶ浜町の簡易水道事業における水源は、表流水 3 箇所、湧水 2 箇所の計 5 箇所を有しています。

外ヶ浜町の浄水施設は 5 箇所を有しており、主要となる蟹田浄水場と尻高浄水場は、昭和 40 年代に建設され老朽化が進んでいることから、施設の改修と設備の更新が必要となっています。

また、管路については、水道事業開始当初に埋設された配管の更新を計画的に進めていますが、その後拡張工事で布設した管路の更新も必要となっており、今後は管路更新を計画的に取り組む必要があります。

これらに対して簡易水道事業では外ヶ浜町簡易水道事業基本計画及び経営戦略を策定しています。

■全体状況（令和 2 年度決算統計より）

項目	数量
1 浄水場	5 箇所
2 配水池	16 箇所
3 導水管延長	11.96 千m
4 送水管延長	0.21 千m
5 給水管延長	91.00 千m
6 給水人口	5,681 人

(4) 下水道

本町における下水道は、公共下水道事業の 1 処理場と特定環境保全公共下水道事業の 2 処理場により下水処理を行っています。

処理場施設は今後老朽化による修繕など、維持管理費の増大が想定されることから、引き続き、処理場管理につきまして広域化等によるコスト縮減を検討し、より効率的な維持管理を進めます。

現在地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化および地方公営企業会計への移行は令和 4 年度まで行い、令和 5 年度より施行となります。

■全体状況（令和 2 年度決算統計より）

項目	数量
1 汚水管延長	28km
2 排水区域人口	2,701 人

Ⅲ

公共施設等マネジメント基本方針

1. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

当町では、合併前に人口増加や町村民ニーズなどに応じて、「教育施設」「公営住宅」「公民館」などの「公共建築物」や「道路」「上下水道」などの「インフラ資産」といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、合併 10 年超となり人口減少や少子高齢化など社会構造が著しく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性が生じています。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新等の時期を迎え、多額の維持改修費用等が必要と見込まれています。

一方、財政面では、長期的に人口減少等による税収入の伸び悩みのほか、特に当町の収入源の 5 割超を占める地方交付税が、合併算定替措置の終了と国勢調査人口減に伴い、大きく落ち込むことが予想されています。そうした中で公共施設の維持改修費を適正な水準に抑制していくことが、喫緊の課題であるといえます。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

当町においては、人口減少と併せ少子高齢化問題が浮き彫りとなり、そのため当町の社会構造は大きく変化してきています。そのような変化に応じていくためにも、適正な公共施設の総量や機能の再編成等を検討することが必要となります。

(3) 財政状況への対応

人口減少を皮切りに当町の税収は今後減少の一途を辿る予想となっています。また、当町財政の主要財源とも言われる地方交付税も合併 10 年経過以降、特例措置としての合併算定替措置が徐々に削減され、現在は終了しており、今後は財源確保に苦慮すると見込まれているため、公共施設に係る管理・運営費用の縮減を進めると同時に機能維持を図っていく必要があります。

また、町民との協働も視野に入れながら、維持管理費の削減、民間企業等との連携や事業の効率化に取り組んでいく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 供給・品質・財務に関する基本方針

以下の供給・品質・財務に関する視点により、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

①供給に関する視点

◆機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続するうえで廃止できない施設は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討する。

◆施設総量の適正化

関連計画や重点政策との整合性、住民要望等を踏まえながら、人口等の社会構造の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進する。

②品質に関する視点

◆計画的な長寿命化の推進

年代の古い施設については大規模改修の検討も併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的及び適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進する。

◆予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修等の実施により予防保全に努める。

③財務に関する視点

◆維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図る。

◆長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図る。

◆民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担軽減と行政サービスの維持・向上を図る。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①供給量の適正化

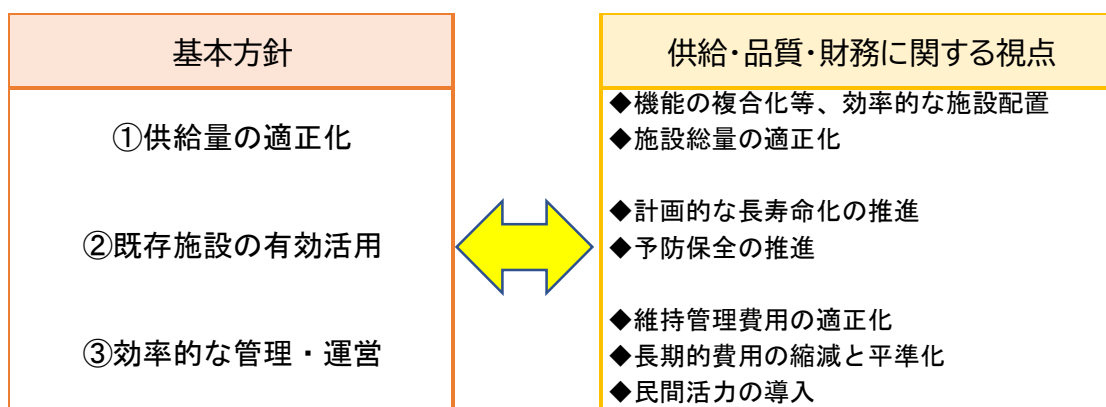
将来の人口動向や財政状況を踏まえ、公共施設のコンパクト化（統合、廃止、規模の縮小及び解体）等により「供給量の適正化」を検討する。

②既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要見通しを踏まえ、今後も継続する施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図る。

③効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入などの検討により、「効率的な管理・運営」を推進する。



（３）点検・診断等の実施方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

公共施設を建設時期によって、①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の建築物に分類します。

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
②新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後 16 年以上経過した施設とする。
③新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後 15 年以内の施設とする。

公共施設の点検・診断等は、施設の建設時期から経過年月によって、以下のように点検・診断の実施方針を整理します。

①旧耐震基準

旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性の確保が重要であります。そのため必要に応じて耐震診断を実施し安全性の確保に努めます。また、概ね耐震化済みの施設や耐震性を保有する施設は、機能の維持向上に留意して点検・診断を行います。

②新耐震基準（前期）

概ね 30 年が経過する施設は、既に大規模改修の実施時期を迎えており、詳細に劣化状況を把握するとともに、情報の一元管理により大規模改修の実施を検討します。

③新耐震基準（後期）

建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されることから、今後長期使用を前提とし、日常点検、定期点検の実施により、継続的な施設状況の把握に努め、建築後 15 年を目安に詳細な劣化調査・診断等を実施します。

（４）維持管理・修繕・更新等の実施方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。

更新等の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

維持管理及び修繕を統括的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理・修繕費を削減するとともに、点検・修繕、小規模改修等による予防保全によって建替え等に係る負担を軽減して、建物の延命化に努めます。

更に建替え等に係る更新費用を順延することで財政支出の平準化を図りながら建物に係る全体の費用の縮減化を図ることを目指します。

（５）安全確保の実施方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ、今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により機能の維持を図ります。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取得し、除去するなど安全性の確保を図ります。

（６）耐震化の実施方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

新たな災害時の避難所等となる公共施設や、防災上必要な施設が増える場合、耐震性能が不足する施設は、施設の耐震性の向上を図ります。

（７）長寿命化の実施方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載する。

今後も維持継続していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

また、今後策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

①大規模改修時期の検討

長寿命化の目標は、一般的に建替え、解体まで 60 年の施設を 80 年などの長寿命化目標とし、大規模改修等を実施することも検討します。

将来の維持更新費の算出には、通常 30 年で大規模改修時期を迎える公共施設に対し、40 年で大規模な改修を実施し、80 年まで使用するなど施設の建替え時期を考慮して延命化を検討します。

②公共施設（建物）

公共施設（建物）は、点検・改修などを計画的に実施し、内装や設備機器を定期的に交換することにより品質を向上させ、耐用年数の延命化を推進します。

また、廃止する公共施設の中でも耐久性の高い構造の施設は、用途変更を検討して、内装や施設

などを改良し長期間使用することが可能となります。

③インフラ資産の長寿命化

インフラ資産は、個別の長寿命化計画などに基づき、耐久性の高い材料の採用、施工方法などを検討し品質向上させるため、予防保全による計画的な修繕を行い、使用期間の延命化を推進します。

（８）統合や廃止の推進方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設の統合・廃止や規模縮小等を検討します。

検討には、施設の現状を評価するために必要な施設ごとの費用比較による費用対効果や機能水準の向上、ニーズ目的への適合性等の指標を用いて、「継続」、「転用・統廃合」、「廃止・解体」等の方向付けを行います。

（９）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。

「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

（10）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「公共施設等総合管理計画（総務省）」による指針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

①町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等の総合的な管理の推進には、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れての検討を伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠であります。

そのため、住民説明会をはじめ、ホームページ・広報紙等を活用した計画の進捗報告や広報等により、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を推進します。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します

②民間活力の活用体制の構築

公共施設等の総合的な管理を推進する上で、「運営経費の適正化」、「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。現在も一部の公共施設については、委託や指定管理者制度を導入していることから、今後も指定管理者制度等の導入より民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための効率的な改善と体制構築を目指します。

IV

施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共建築物の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

これらの施設の方針は個別に策定した個別施設計画や長寿命化計画に基づくものとなっています。方向性の記載は各個別施設計画から本計画期間内に予定・想定される対応となります。

(1) 市民文化系施設

市民文化系施設は集会施設と文化施設をあわせて全 15 施設あり、延床面積の合計は 9,578 m²で全体の 12.4%を占めます。ともに地域に密着した施設であり、生活文化の振興や社会福祉の増進、交流を通じた地域の発展に寄与しています。

市民文化系施設は地域に密着している施設のため、利用率と人口密度は相関関係にあります。そのため、人口密度が低い地域が利用者・コストの面で厳しい結果となりますが、地域コミュニティの形成や生涯学習活動の拠点施設、避難所として、各地区に配置する必要があります。

今後も継続的に維持管理・修繕を行い、長寿命化を推進しますが、経過年数以上に劣化が進んでいる建物は優先的に対応します。

なお、将来的に建替が必要な時期となった場合は、利用者や立地の状況、近隣施設との複合化も視野に入れ、対応します。



(写真は中央公民館（左）と、総合交流センターかぶと（右）)

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	蟹田公民館	1969	耐震補強
2	中央公民館	1978	耐震補強、事後保全
3	弥蔵釜コミュニティセンター	1998	総量検討
4	舟岡コミュニティセンター	1996	総量検討、事後保全
5	磯山コミュニティセンター	2008	総量検討
6	平館公民館	1962	廃止
7	今津コミュニティセンター	1994	総量検討、事後保全
8	六條間地区コミュニティセンター	2001	総量検討
9	栴槲コミュニティセンター	2008	総量検討
10	龍飛地区備蓄倉庫	1994	事後保全
11	龍飛地区コミュニティセンター	1965	総量検討
12	三厩公民館	1973	廃止
13	おぐにふるさと体験館	1973	耐震補強
14	三厩地区ふるさとセンター	1991	長寿命化
15	総合交流センターかぶと	1998	長寿命化

◇関連個別施設計画

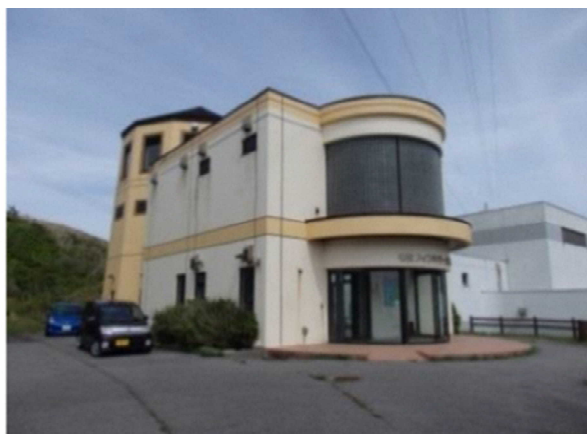
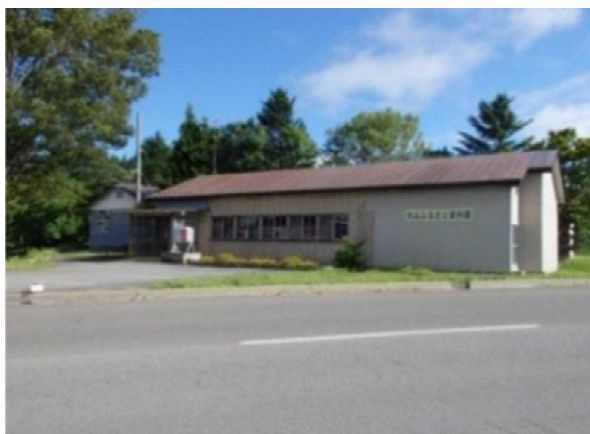
計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和3年3月	令和3年度～令和8年度	令和8年

（２）社会教育系施設

社会教育系施設は全2施設あり、延床面積の合計は1,147㎡で全体の1.5%を占めます。廃校となった「大山小学校」を利用して開館し、古い校舎の雰囲気と農業や漁業に使用した懐かしい道具を展示しているほか、日本最古の縄文遺跡国指定史跡「大平山元遺跡」の出土遺物を見ることができ、大山ふるさと資料館と、風の世界を目の前で見て触れて体験できる集合型風力発電所である竜飛ウィンドパーク展示館があります。

大山ふるさと資料館は廃校となった「大山小学校」を利用して開館したことから建築後60年近く経過しており、現地における調査でも多くの劣化箇所があり、今後修繕や更新を計画的に実施する必要があります。古い校舎の雰囲気が持ち味とはなっていますが、展示物を安全に閲覧できる環境を確保していくため、施設の整備手法を「建替」とします。

竜飛ウィンドパーク展示館は建築後30年近く経過しており、現在は展示館として営業していないため、施設の整備手法は「廃止」とします。



(写真は大山ふるさと資料館（左）と、竜飛ウィンドパーク展示館（右）)

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	大山ふるさと資料館	1962	建替
2	竜飛ウインドパーク展示館	1992	廃止

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和3年3月	令和3年度～令和8年度	令和8年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

○史跡大平山元遺跡整備活用事業（大山ふるさと資料館）

（3）スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設はスポーツ施設、レクリエーション・観光施設、保養施設合わせて全15施設あり、延床面積の合計は10,615㎡で全体の13.8%を占めます。体育館やスキー場、地区公園など住民の健康及び体力保持、スポーツの普及振興を目的として設置しています。

潮風の影響などにより劣化が進んでいる施設が多いことから、体育館等の多くの施設は複合化や廃止等を含めた再整備の方向性で検討を行います。



(写真は蟹田体育館（左）と、おだいばオートビレッジ（右）)

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	蟹田体育館	1980	耐震補強
2	蟹田スキー場	1978	事後保全
3	一本松地区公園	1987	事後保全
4	平館公民館体育館	1962	廃止
5	平館体育館	1978	廃止
6	旧平館スキー場	1983	廃止
7	三厩地区町民野球場	1997	事後保全
8	三厩体育館	1981	複合化
9	増川ゲートボール場トイレ	1985	廃止
10	おだいばオートビレッジ	1995	長寿命化
11	竜飛崎観光案内所	1950	総量検討
12	龍飛崎シーサイドパーク	1992	総量検討
13	竜飛崎展望台	1981	廃止
14	青函トンネル記念館	1988	運営改善
15	湯の沢温泉ちゃぼらっと	2009	長寿命化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和3年3月	令和3年度～令和8年度	令和8年

◇今後予定される事業

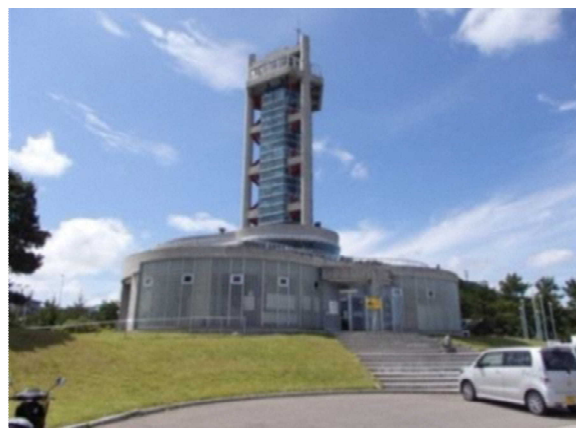
【過疎地域持続的発展計画】

- おだいばオートビレッジ改修事業
- 龍飛崎シーサイドパーク改修事業

(4) 産業系施設

農産物及び地区特産品の紹介、販売、情報発信から産業振興等を目的とした産業系施設は全 15 施設あり、延床面積の合計は 6,597 ㎡で全体の 8.5%を占めます。

ウエル蟹など建築後 20 年以内で利用者も多い施設については長く使用していけるよう長寿命化の方向性で整備を進めます。昭和 50 年代に建築され 40 年近くが経過している水産物荷捌所等については、安全面を考慮し近隣施設との複合化などを含めた再整備の方向性を検討します。



(写真は蟹田駅前広場物産施設ウエル蟹（左）と、風のまち交流プラザ トップマスト（右）)

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	蟹田駅前広場	2008	長寿命化
2	水産物荷捌所	1980	廃止
3	蟹田地区水産物荷捌き施設	2010	集約化、事後保全
4	風のまち交流プラザ トップマスト	1996	複合化
5	穀類等乾燥調整貯蔵施設	2000	長寿命化
6	肥育センター	1979	事後保全
7	外ヶ浜町中山間地域活性化施設	2005	長寿命化
8	平舘地区農機具格納庫	1981	長寿命化
9	平舘南部地区農機具格納庫	1981	長寿命化
10	粃乾燥調整施設	1993	長寿命化
11	水産物鮮度保持施設すがま	1997	長寿命化
12	こんぶ種苗供給施設	1998	廃止
13	竜飛漁港水産物荷捌場	1982	長寿命化
14	竜飛漁港	1983	長寿命化
15	さけ・ます孵化場	1980	廃止

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 8 年度	令和 8 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

○蟹田地区水産物荷捌施設解体事業

（５）学校教育系施設

学校教育系施設は全 16 施設あり、延床面積の合計は 26,397 ㎡で全体の 34.2%を占めます。旧町村単位に小学校と中学校をそれぞれ 1 校ずつ配置していましたが、平成 30 年度に平舘小学校と平舘中学校が閉校となりました。

老朽化が進んでいる施設については、廃止や複合化も含めた検討を行っていきます。

蟹田中学校、蟹田小学校については長寿命化の方向性で計画的に改修等を実施していきます。三厩中学校、三厩小学校については、児童生徒数の動向などを考慮しながら、他施設との複合化の可能性なども含めて検討を行っていきます。

閉校した平舘小学校及び平舘中学校は、比較的建物の状態も良いことから、長寿命化をしたうえで近隣施設の機能を集約するなど他の用途での利活用も視野に入れて検討を行います。



（写真は蟹田中学校校舎（左）と、蟹田小学校校舎（右））

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	蟹田中学校	1966	長寿命化、事後保全
2	蟹田小学校	1980	長寿命化、事後保全
3	上蟹田教員住宅	1994	長寿命化
4	平舘中学校教員住宅	1994	複合化

番号	施設名称	取得年度	方向性
5	旧平館中学校	1995	複合化
6	旧平館小学校	1993	複合化
7	平館地区教員住宅	1989	長寿命化
8	弥蔵釜地区教員住宅	1975	廃止
9	湯の沢第1団地教員住宅	1988	長寿命化
10	石浜地区教員住宅	1980	廃止
11	三厩中学校	1995	複合化、事後保全
12	三厩小学校	1971	複合化、耐震補強
13	三厩教職員住宅	1998	事後保全
14	給食センター	2001	長寿命化
15	給食センター車庫	2010	事後保全
16	旧三厩中学校倉庫	1973	廃止

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和3年3月	令和3年度～令和8年度	令和8年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 中学校トイレ洋式化事業
- 三厩中学校野外運動場改修事業
- 三厩地区教員住宅建設事業
- 蟹田地区給食センター厨房機器等整備事業
- 三厩小学校厨房機器等整備事業

（６）保健・福祉施設

地域に根ざした福祉活動の推進・向上させるためのサービスを提供する保健・福祉施設は全５施設あり、延床面積の合計は 4,607 ㎡で全体の 6.0%を占めます。住民の健康増進を図るための総合福祉センターなどわーるや、障害者に創作的・生産活動機会の提供、社会との交流の促進等を促す地域活動支援センターなど多岐にわたるサービスを提供しています。地区住民の相互交流や健康増進を目的として設置しています。

総合福祉センターなどわーる、外ヶ浜町三厩健康増進センターは長寿命化を前提として保全を行っていますが、集約化、複合化も視野に入れて検討を行います。建築後 30 年以上が経過している老人いこいの家は、既に施設を閉鎖しているため整備手法は「廃止」とします。



（写真は平館地区介護予防センター（左）と、総合福祉センターなどわーる（右））

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	平館地区介護予防センター	2002	長寿命化
2	老人いこいの家	1981	廃止
3	地域活動支援センター	1964	運営改善
4	総合福祉センターなどわーる	2000	長寿命化
5	外ヶ浜町三厩健康増進センター	2016	長寿命化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 8 年度	令和 8 年

(7) 行政系施設

行政系施設は全 43 施設あり、延床面積の合計は 14,392 m²で全体の 18.6%を占めます。行政運営の拠点となる役場庁舎や、自然災害や火災などに迅速な対応を行うために必要な消防施設を配置しているほか、用途廃止した幼稚園園舎といった普通財産などを含みます。

行政系施設については、基本的には長寿命化を見据えた整備を行っていきながら、建築後 50 年以上が経過している三厩第五分団消防自動車格納庫(上宇鉄地区)など老朽化が進んでいる施設については、廃止や複合化を含めた整備を行っていきます。



(写真は外ヶ浜町役場（左）と、蟹田第一分団消防自動車格納庫（右）)

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	外ヶ浜町役場	1998	長寿命化
2	平舘支所・保健センター	1980	総量検討
3	三厩支所	2009	長寿命化
4	旧教育委員会庁舎	1977	廃止
5	蟹田第一分団消防自動車格納庫	1987	長寿命化
6	蟹田第二分団消防自動車格納庫	2000	長寿命化
7	蟹田第三分団消防自動車格納庫	1996	長寿命化
8	蟹田第四分団消防自動車格納庫	1998	長寿命化
9	蟹田第五分団消防自動車格納庫	1995	長寿命化
10	蟹田第六分団消防自動車格納庫	1998	長寿命化
11	蟹田第七分団消防自動車格納庫	2002	長寿命化
12	蟹田第八分団消防自動車格納庫	1999	長寿命化
13	蟹田第九分団消防自動車格納庫	1994	長寿命化
14	蟹田第十分団消防自動車格納庫	2001	長寿命化
15	蟹田第十一分団消防自動車格納庫	2003	長寿命化
16	旧蟹田第十一分団消防自動車格納庫	1975	廃止

番号	施設名称	取得年度	方向性
17	平舘地区コミュニティ消防センター	2007	長寿命化
18	元宇田地区コミュニティ消防センター	1994	廃止
19	石崎沢地区コミュニティ消防センター	1993	長寿命化
20	舟岡地区コミュニティ消防センター	1999	長寿命化
21	磯山地区コミュニティ消防センター	2005	長寿命化
22	根岸地区コミュニティ消防センター	1996	長寿命化
23	玉川コミュニティ消防センター	1992	長寿命化
24	消防車庫	2011	長寿命化
25	平舘第三分団消防自動車格納庫	1991	長寿命化
26	平舘第四分団消防自動車格納庫	1992	長寿命化
27	三厩第一分団消防自動車格納庫	1985	長寿命化
28	三厩第二分団消防自動車格納庫	1990	長寿命化
29	三厩第三分団消防自動車格納庫	1984	廃止
30	三厩第四分団消防自動車格納庫	2018	長寿命化
31	旧三厩第四分団消防自動車格納庫	1981	廃止
32	三厩第五分団消防自動車格納庫(上宇鉄地区)	1962	廃止
33	三厩第五分団消防自動車格納庫(板柳地区)	1983	長寿命化
34	三厩第五分団消防自動車格納庫(龍浜地区)	1993	長寿命化
35	旧三厩第七分団消防自動車格納庫	1962	長寿命化
36	旧蟹田幼稚園園舎	1987	事後保全
37	旧外ヶ浜町健康増進センター	1974	事後保全
38	役場倉庫	1974	事後保全
39	建設機械格納庫	1988	長寿命化
40	旧平舘支所車庫	1974	事後保全
41	みにすいぞくかん	1994	事後保全
42	三厩支所倉庫	1975	用途転用、長寿命化
43	交通・防犯会館	1983	事後保全

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和３年３月	令和３年度～令和８年度	令和８年

（８）公営住宅

定住促進住宅と障害者住宅の延床面積の合計は 689 ㎡で全体の 0.9%を占めます。町への定住の促進と町の活性化を図るために提供する定住促進住宅や、障害者の生活の安定と定住の促進を図るため障害者を支援する者に提供する障害者住宅があります。

定住促進住宅及び障害者住宅については、建築後 10 年以内の比較的新しい施設であることや、定住を促進するために提供する施設であることから、長寿命化を前提とした整備を行います。



（写真は定住促進住宅（左）と、障害者住宅（右））

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	定住促進住宅	2013	長寿命化
2	障害者住宅	2014	長寿命化

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 8 年度	令和 8 年
外ヶ浜町公営住宅等長寿命化計画	平成 29 年 10 月	平成 29 年度～令和 8 年度	令和 3 年

◇今後予定される事業

なし

(9) 公園

人々のレクリエーションや都市の景観、環境、防災性の向上、生物多様性の確保を通じて豊かな地域づくりに資する交流の空間を提供する公園は全5施設あり、延床面積の合計は1,089㎡で全体の1.4%を占めます。

観瀾山公園休憩所は建築後30年以上経過し老朽化が進んできているため、長寿命化することを前提に複合化の方向性も含めた整備について検討を行います。観瀾山公園林間ファミリー園は、施設を閉鎖しているため、整備手法は「廃止」とします。



(写真は観瀾山公園休憩所(左)と、みんなやすらぎ公園休憩所・ロッジ(右))

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	観瀾山公園	1983	複合化、総量検討
2	平館農村公園物置	1981	長寿命化
3	やすらぎの丘公園	1999	事後保全
4	玉川農村広場	1982	長寿命化
5	みんなやすらぎ公園	1982	事後保全

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設(建物)個別施設計画	令和3年3月	令和3年～令和8年	令和8年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

○観光施設等解体撤去事業(旧林間ファミリー園、観瀾山公園海水浴場内施設等)

(10) 供給処理施設

供給処理施設は全 2 施設あり、延床面積の合計は 1,926 m²で全体の 2.5%を占めます。可燃ごみを焼却し、発生した焼却残渣についての熔融処理に加え、ホタテ養殖で発生する残渣の処理にも対応した施設となっているグリーンハート外ヶ浜と、青函トンネル湧水を利用して水力発電を行い、町公共施設に供給することにより自然環境の保全に寄与するとともに、自然エネルギーの普及啓発を図る龍飛地区小水力発電所を設置しています。

ごみ処理施設グリーンハート外ヶ浜については、長寿命化することを前提に、運営改善、広域化等を視野に入れた検討を行います。



(写真はごみ処理施設グリーンハート外ヶ浜 (左) と、龍飛地区小水力発電所 (右))

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	ごみ処理施設グリーンハート外ヶ浜	2009	長寿命化
2	龍飛地区小水力発電所	2009	運営改善

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設 (建物) 個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 8 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

○基幹的設備改良事業 (ごみ処理施設)

(11) その他施設

その他施設は倉庫や公衆トイレなど全7施設あり、延床面積の合計は162㎡で全体の0.2%を占めます。

その他の施設については、状況に応じて廃止または事後保全で対応を行います。



(写真は竜飛漁港階段国道トイレ)

番号	施設名称	取得年度	方向性
1	蟹田駅西口物置	1987	事後保全
2	観瀾山公園蟹田無線基地局	1997	事後保全
3	下舟岡バス待合所	1996	事後保全
4	旧平館支所前バス待合所	1997	廃止
5	竜飛崎灯台下駐車場	1990	事後保全
6	竜飛漁港階段国道トイレ	2008	廃止
7	トンネル記念館駐車場トイレ	1988	事後保全

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町公共施設（建物）個別施設計画	令和3年3月	令和3年～令和8年	令和8年

2. インフラ資産の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。その他施設については、各種計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路

町道については、より一層の改良率向上に努めるとともに、幹線道路や生活関連道路の整備を重点的に実施します。特に住民の生活を支え続けてきた多くの道路や橋梁などの老朽化が進行しており、近い将来、更新に要する費用が膨大になることから、老朽化する道路及び橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理を実施し、住民の安全・安心の確保を図ることとしています。

農林道については、基幹産業の振興上重要であることから、県営事業の活用及び補助事業の導入により改良・舗装率の向上、農林業経営の合理化と生産性の向上を図るとともに、これら幹線道路と有機的に連結させる道路整備を促進します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 町道道路改良（舗装補修）オドシ山麓線
- 町道道路改良（舗装補修）蟹田大平線
- 町道道路改良（舗装補修）竜飛1号線
- 町道道路改良（舗装補修）竜飛3号線
- 町道改修事業 釜野沢3号線
- 町道改修事業 竜飛2号線
- 町道改修事業 増川4号線
- 町道改修事業 増川8号線
- 町道改修事業 竜飛4号線
- 町道改修事業 元宇鉄1号線
- 町道改修事業 蟹田中師宮本13号線
- 町道改修事業 蟹田小学校通り線
- 融雪施設更新事業
- 林道整備事業

(2) 橋梁

「外ヶ浜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『避難場所へのアクセス路線』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

「外ヶ浜町橋梁長寿命化修繕計画」にある基本方針は以下の通りです。

- ・ 町民の安全安心な生活を確保するため、健全な道路ネットワークを維持します。
- ・ これまでの維持管理の常識から転換します。
- ・ 社会資本の維持管理コストの大幅削減を実現します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町 橋梁長寿命化修繕計画	平成 25 年 3 月改訂	平成 27 年度～令和 6 年度	随時

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

○橋梁長寿命化対策事業

(3) 簡易水道

当町の簡易水道施設は、町内全域にわたり整備されています。健全な経営体制を維持しながら、地域生活の重要な基盤施設として、町民の多様なニーズに応え、信頼性のあるサービスを継続して提供するとともに、施設の老朽化等に対応した施設整備を適切に実施していく必要があります。「アセットマネジメント」を基に、整備及び更新を進めます。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町アセットマネジメント計画	平成 28 年度	平成 28 年～令和 7 年度	令和 7 年

◇今後予定される事業

【外ヶ浜町アセットマネジメント計画】

- 量水器（水道メーター）交換事業
- 蟹田浄水場ろ過池ろ材補充事業
- 蟹田浄水場ポンプ等更新事業
- 蟹田浄水場 PH 計更新事業

(4) 下水道

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本町においても、現在取り組んでいる地方公営企業会計への移行により、固定資産台帳や会計制度が構築でき次第、各種情報を整理して進めます。

また、今後の経営指針となる、「経営戦略」を新たに策定する予定です。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定時期	計画期間	次回見直し
外ヶ浜町下水道ストックマネジメント計画	平成 28 年度	平成 30 年～令和 4 年度	令和 5 年

◇今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画】

- 公共下水道事業（蟹田地区）
- 特定環境保全公共下水道事業（平館地区）
- 特定環境保全公共下水道事業（三厩地区）

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算出期間は外ヶ浜町個別施設計画のシミュレーション期間との整合を図り、令和8（2026）年度までとしています。

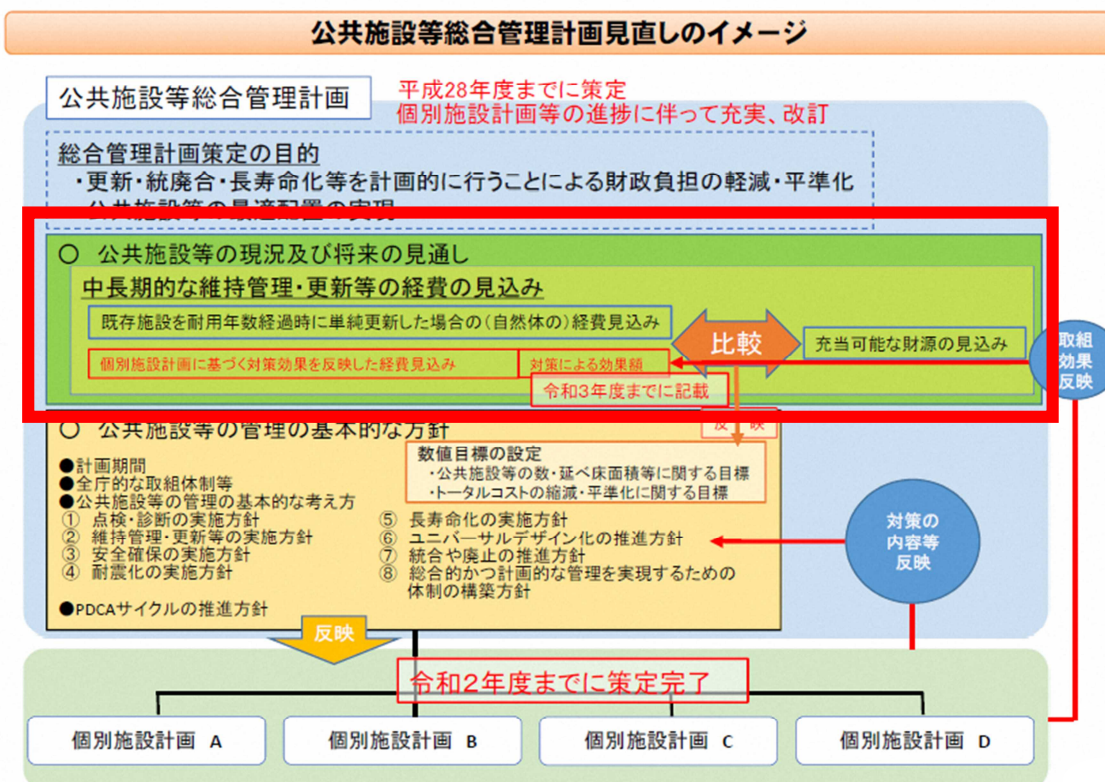
A:単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C:対策による効果額（財政効果額）

財政効果額 C = 単純更新費用 A - 個別施設計画対策額 B

■公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



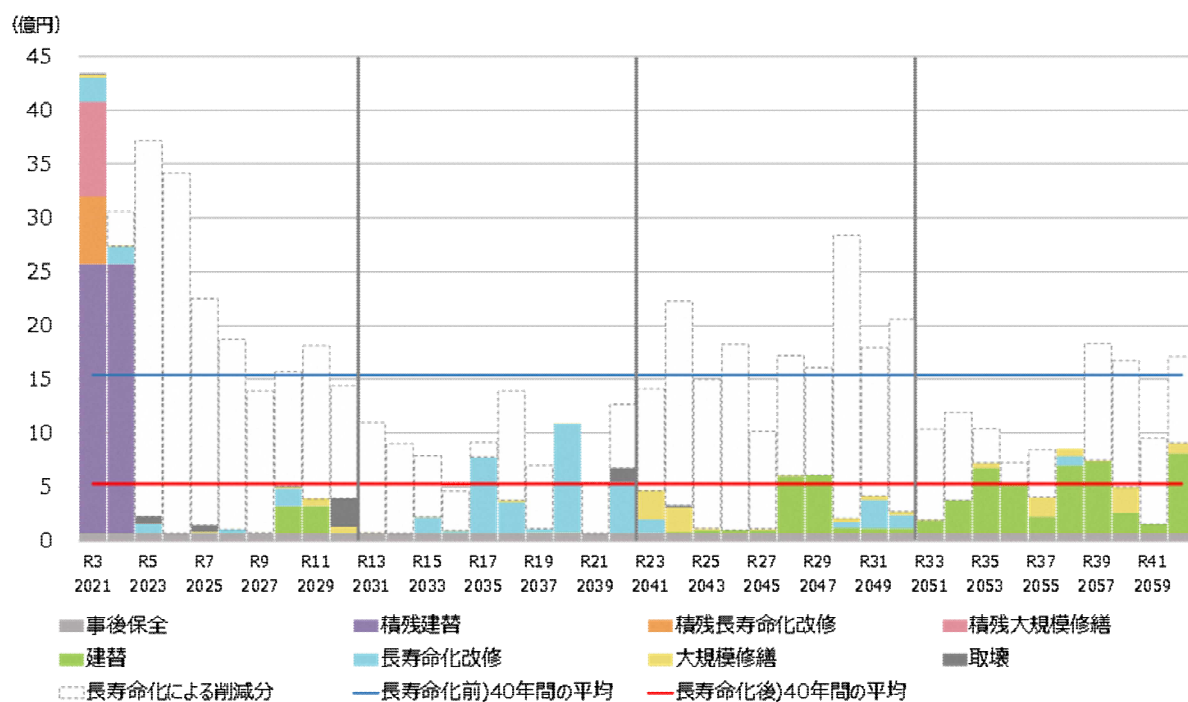
総務省 「公共施設等総合管理計画見直しに関する事」より抜粋

(1) 更新費用試算

長寿命化を行うと仮定し今後かかる更新費用を試算した結果、長寿命化前の40年間の更新費用617億円に対して、長寿命化後は212億円となっており、40年間における投資額は405億円の縮減効果が期待されます。

公共施設の更新費用試算比較（長寿命化前⇄長寿命化後）

長寿命化前)年更新費用試算額	15億円	長寿命化前)試算期間の更新費用総額	617億円
長寿命化後)年更新費用試算額	5億円	長寿命化後)試算期間の更新費用総額	212億円
年あたり長寿命化効果額	10億円	40年間の長寿命化効果額	405億円

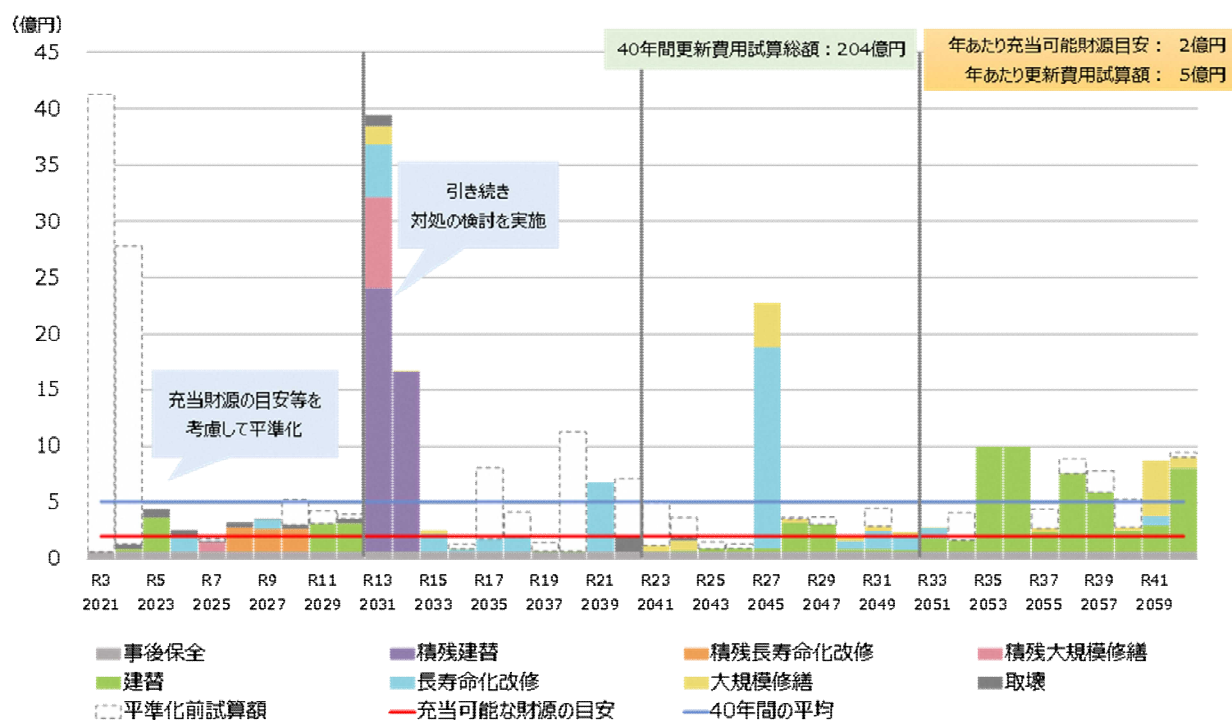


※あくまで推計値であり、実際にかかる経費とは異なります。

長寿命化により 40 年間における投資額 405 億円の縮減見込み

(2) 本計画及び各種個別施設計画に推進によるコストの見通し

共施設の更新費用試算比較(平準化前⇄平準化後)



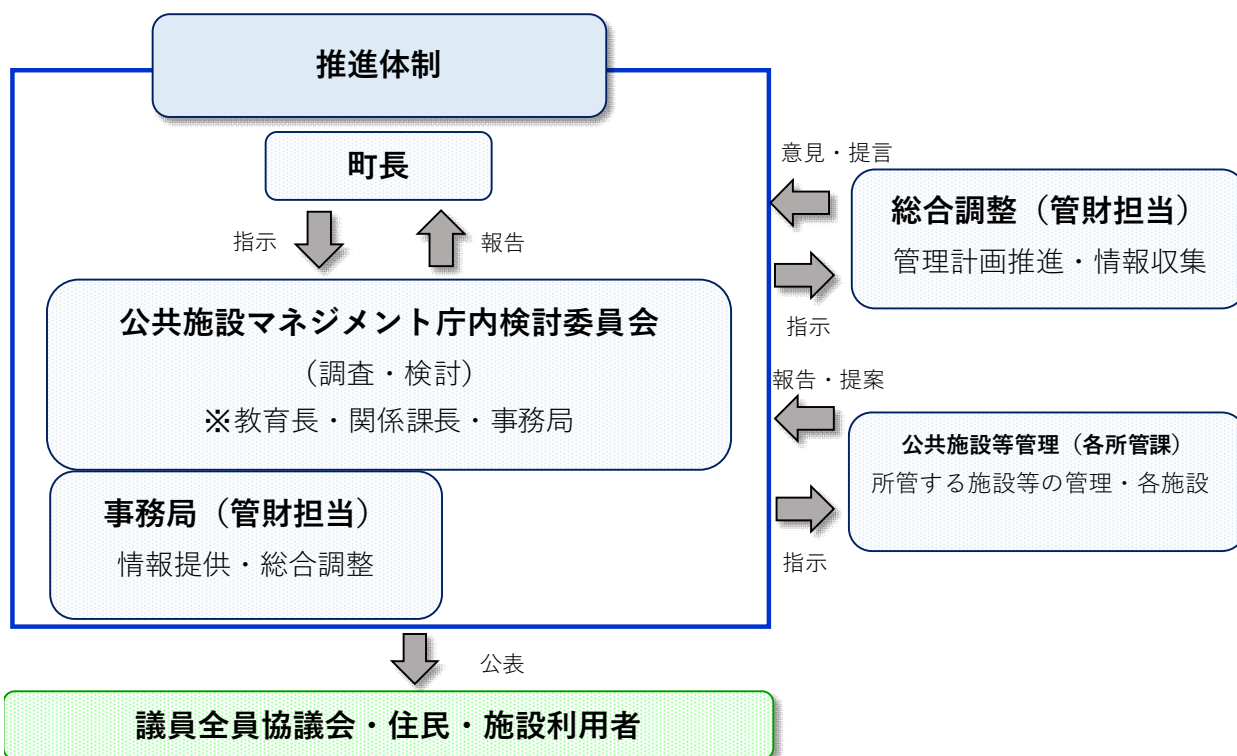
※あくまで推計値であり、実際にかかる経費とは異なります。

計画対策に必要な財源については、過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら、今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。

1. 推進体制

本計画については、各公共施設の担当課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメント庁内検討委員会」で協議のうえ推進します。また、進捗状況については、議員全員協議会などへの報告のうえ推進します。

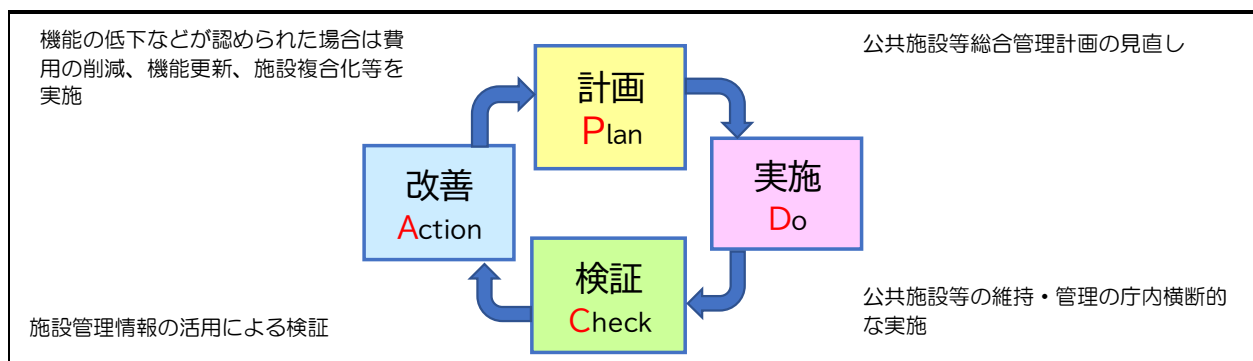
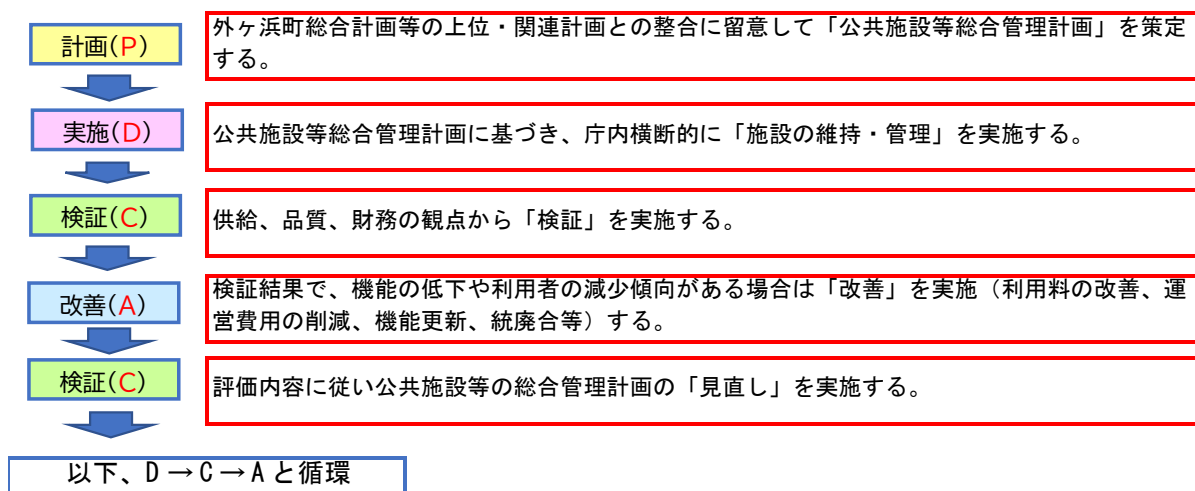


2. フォローアップ及び PDCA サイクルの確立

本計画は、実効性を確保するため、PDCA サイクルを活用して、継続的な取組を行い、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

また、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、行政経営改革の推進体制を通じて、庁内で計画の推進を図るとともに、議会や住民の方に対し随時情報提供を行い、町全体で意識の共有化を図ります。

今後、計画の見直しは毎年度の個別施設計画や関連施設に見直しに基づき、適宜改訂・見直しを行います。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

附則（改訂の履歴）

令和 4 年 3 月 全面改訂



外ヶ浜町公共施設等総合管理計画

令和 4 年 3 月

発行 外ヶ浜町

企画・編集 外ヶ浜町 総務課

〒030-1393

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2

電話 0174-31-1111

FAX 0174-31-1215